

建築工事届 作成上の注意点

建築工事届は、建築物の着工動態を明らかにする国の「建築着工統計」の基礎資料となる重要な書類です。

このため、書類の作成にあたっては、誤記や記入漏れがないかなど、十分に注意しながら作業を進める必要があります。

この『建築工事届 作成上の注意点』では、記入に関してお問い合わせの多い項目や誤解が生じやすい部分を中心に解説しています。

『建築工事届 作成上の注意点』を参考に建築工事届を作成していただき、建築統計、建築行政及び住宅行政の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、建築工事届作成にあたっての基本的な事項は、建築基準法施行細則別記様式中の（注意）をご覧ください。

※建築確認申請中に、申請書、申請函面等に訂正等があった場合は、建築工事届にも訂正が必要な場合がありますので、ご注意ください。

北九州市 建築都市局 指導部 建築審査課

令和 2年 4月 1日

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届

（第一面）

「福岡県」を忘れずに記入してください。

年 月 日

福岡県知事様

建築主

氏名
郵便番号
住所
電話番号

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名
営業所名（建築士事務所名）
郵便番号
所在地
電話番号

工事監理者

氏名
営業所名（建築士事務所名）
郵便番号
所在地
電話番号

工事施工者が未定の場合は、設計者又は代理者を記入してください。

建築確認

確認済証番号 第 年 月 日
確認済証交付年月日
確認済証交付者

除却工事施工者

氏名
営業所名
郵便番号
所在地
電話番号



※受付経由機関記載欄

建築工事に伴い、既存建築物を除却する場合は記入してください。

【イ.種別】が「(4)会社」の場合のみ記入が必要です。
特に、【ハ.資本の額又は出資の総額】の記載漏れや桁間違いに注意してください。

【1. 建築主】

【イ.種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村
(4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人

【ロ.業種】 (1)農林水産業 (5)鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業 (3)製造業
(4)電気・ガス・熱供給・水道業 (5)情報通信業 (6)運輸業
(7)卸売業, 小売業 (8)金融業, 保険業 (9)不動産業
(10)宿泊業, 飲食サービス業 (11)医療, 福祉
(12)教育, 学習支援業
(13)その他のサービス業 (14)国家公務, 地方公務
(15)他に分類されないもの

【ハ.資本の額又は出資の総額】 百万円

【2. 敷地の位置】

【イ.地名地番】

【ロ.都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域
(3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域
(5)都市計画区域及び準都市計画区域外

忘れずに記入してください。

【3. 工事予定期間】

年 月 日から
年 月 日まで
年 月間

【4. 工事種別】 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

【5. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ()
(2)居住産業併用建築物 ()
(3)産業専用建築物 ()

一戸建ての住宅、長屋、共同住宅の場合は、「01」と記入してください。

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ.番号】 () () ()

【ロ.用途】 (多用途) (多用途) (多用途)
(1)事務所等 (1)事務所等 (1)事務所等
(2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗 (2)物品販売業を営む店舗
(3)工場, 作業場 (3) (3)
(4)倉庫 (4) (4)
(5)学校 (5) (5)
(6)病院, 診療所 (6)病院, 診療所 (6)病院, 診療所
(9)その他 (9)その他 (9)その他

建築物に2以上の用途がある場合には、最大の床面積の用途を選択してください。

【ハ.工事部分の構造】 (1)木造 (1)木造 (1)木造
(2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造
(3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造
(4)鉄骨造 (4)鉄骨造 (4)鉄骨造
(5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造
(6)その他 (6)その他 (6)その他

主たる構造を1つだけ選択してください。

【ニ.工事部分の床面積の合計】 () m² () m² () m²

【ホ.建築工事費予定額】 () 万円 () 万円 () 万円

【ヘ.地上の階数】 () () ()

【ト.地下の階数】 () () ()

金額は建築設備工事費を含めてください。

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 m²

敷地単位で「新築」の場合に記入してください。

忘れずに記入してください。

(第三面)

新たに住戸数が増加する場合には「新設」を、それ以外は「その他」を選択してください。

《例1》長屋に新しく住戸を増築する場合
➡ 「新設」「(2)増築」

《例2》一戸建ての住宅の一部を増築する場合
➡ 「その他」「(2)増築」

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】

【ロ. 新設とその他の別】 新設 ((1)新築 (2)増築 (3)改築)
その他 ((2)増築 (3)改築)

銀行等の融資で建築される際も「(1)民間資金」を選択してください。

【ハ. 資金】 (1)民間資金 (2)公営 (3)独立行政法人住宅金融支援機構
(4)独立行政法人都市再生機構 (5)その他

【ニ. 建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

【ホ. 種類】 (1)専用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)
(2)併用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)
(3)その他の住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

正しい用途を選択してください。

【ヘ. 利用関係】 ((1)持家) ((2)貸家) **((3)給与住宅)** ((4)分譲住宅)

【ト. 戸数】 ((戸) ((戸) ((戸) ((戸)

【チ. 工事部分の床面積の合計】 ((m²) ((m²) ((m²) ((m²)

住宅部分のみの面積を記入してください。

併用住宅は、併用部分を除いた住宅部分を、共同住宅は、共有部分（廊下・エントランス等）も含めた面積を記入してください。

「(3)給与住宅」とは、第二面の【1.建築主】 - 【1.種別】が「(6)個人」以外で公営住宅以外の住宅です。

《例》

- 建築主が医療法人の場合の院長の住宅部分
- 建築主が会社の場合の社長の住居や従業員用の社宅

建築工事に伴い、既存建築物を除却する場合は記入してください。

(第四面)

【1. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ()
(2)居住産業併用建築物 ()
(3)産業専用建築物 ()

【2. 除却要因】 (1)老朽して危険があるため (2)その他

【3. 構造種別】 (1)木造 (2)その他

【4. 建築物の数】

【5. 住宅の戸数】 戸

【6. 住宅の利用関係】 (1)持家 (2)貸家 (3)給与住宅

【7. 建築物の床面積の合計】 m²

【8. 建築物の評価額】 千円

必ず記入してください。